

# あぶくま洞観光拠点整備実施設計業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

## 【参加表明書等に関する質問書】

No.	受付日	回答日	質問項目	質問内容	回答
1	4月3日	4月4日	様式4企業概要書 様式6協力事務所概要書 欄外の注意事項	建築士事務所登録証明書の写しを添付とあります が、建築士事務所登録通知書の写しでもよろしいで しょうか。	結構です。
2	4月3日	4月4日	要項P.4 第6の2 提出先及び提出方法	参加表明書類の提出方法として、宅配便も認められ ますでしょうか。	配達記録が残る方法であれば、送付の方法は問 いません。
3	4月3日	4月4日	様式5企業実績調書	業務名(施設名)とありますが、契約書上の業務名 と完成後の施設名の両方を記載するという理解 でよろしいでしょうか。	結構です。
4	4月3日	4月4日	簡易提案書について	簡易提案書に用いた補足説明図等は、技術提案書 に修正・変更して用いても差し支えないでし ょうか。	結構です。 ただし、多少の修正・変更は可といたしますが、 大幅な修正・変更は認めません。
5	4月3日	4月4日	参加資格	参加実績に平成12年4月1日から公告日までの業 務とありますが、今年度末(令和7年3月31日)完 了の業務も実績として認めていただけないで しょうか。	認められません。
6	4月3日	4月4日	設計範囲	特記仕様書に敷地の面積21,393m <sup>2</sup> とありますが、 配布資料の中にある【あぶくま洞新観光拠点施 設建築配置図】の色塗りがされている範囲が今回 の業務範囲という認識でよいでし ょうか。また、 土木設計が絡む業務はないという認識でよいで しょうか。	結構です。 基本的には、建築設計の範囲内となります が、土木設計が必要な提案をした場合は、業務に含 みます。

				上記の相違がある場合は、本業務の敷地範囲を図示していただけると幸いです。	
7	4月3日	4月4日	設計範囲	提案内容に基本設計のブラッシュアップという項目がありますが、基本設計から、コストや工期などのメリットがあれば設計内容の変更は可能という認識でよいでしょうか。また、基本設計の中に既存改修設計がありますが、本業務の範囲外という認識で良いでしょうか。	結構です。
8	4月3日	4月4日	その他	基本計画・基本設計を履行された設計事務所は、今後、実施設計において、関わりを継続される可能性はございますか。	参加表明書等に関する質問では、ありませんので回答いたしません。
9	4月3日	4月4日	その他	本計画は敷地条件が特殊で建物形状も複雑になる可能性が高い計画であるため、工事監理業務については本業務の設計者が随意契約等で受注できる可能性はございますか。	参加表明書等に関する質問では、ありませんので回答いたしません。
10	4月3日	4月4日	参加資格について	実績要件として、「観光・交流施設等の集客を目的とした施設」との記載がありますが、観光情報コーナーが付随する駅舎は該当すると考えてよろしいでしょうか。	駅舎の建設目的が「観光・交流施設等の集客を目的とした施設」であれば該当しますが、施設の一部に「観光情報コーナー」等が付随しているのみの場合は該当しません。
11	4月4日	4月4日	様式6 協力事務所概要書 建築士事務所登録証明書	電気設備設計事務所はふつう建築士事務所登録はしていないと思われ、登録していない事務所の方が多いのではないかと考えられます。 本案件につきましては、協力事務所として認められるためには、電気設備設計事務所も建築士事務所登録が必須となりますでしょうか。	一級建築士事務所の登録を受けている必要があります。